

第1回横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会 会議録概要	
対 象 施 設	横浜市地区センター条例6施設
日 時	令和元年5月16日(木) 9時~10時30分
開 催 場 所	横浜市泉区役所 4D会議室
出 席 者	選定委員会：柴田委員、金子委員、下村委員、久我委員、宇夫方委員 (計5名) 事務局7名
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開(議事3以降)(傍聴者0人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 委員会の公開・非公開について 3 選定スケジュールについて 4 公募要項について 5 評価基準項目について 6 仕様書・特記仕様書について 7 審査について 8 次回選定評価委員会の日程について
決 定 事 項	会議の公開・非公開、公募要項、審査方法、評価基準項目等
議 事	<p>地域振興課長 あいさつ ・ 選定委員紹介 ・ 事務局紹介</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 事務局から、選出の根拠、選出方法について説明しました。 委員の互選により、委員長には柴田委員が選出され、委員長職務代理者については久我委員が選出されました。 2 委員会の公開・非公開について 事務局から、第1回選定委員会は、公募の公平性を担保することなどから、議題3以降は非公開とし、第2回については、応募団体のプレゼンテーション及び質疑応答から審査までを非公開とすることを提案しました。 (委員) 第2回目選定委員会について、今まで1日で終了する場合はどこまで公開していましたか。 (事務局) プレゼンテーション及び質疑応答までを公開、審査を非公開としていました。今回は第2回目選定委員会を2日間にわたって行うため、公平性を担保するためにすべて非公開とすることを提案しました。 委員会の公開・非公開については、事務局の提案のとおり決定されました。 3 選定スケジュールについて 事務局から、今後の選定スケジュールについて説明しました。 選定スケジュールについては、事務局の提案のとおり決定されました。 4 公募要項について 事務局から、公募要項について要旨を説明しました。 公募要項については、事務局の提案をもとに決定されました。

5 評価基準項目について

事務局から、評価基準項目について要旨を説明しました。

(事務局) 補足として、項目「9-2」は、現指定管理者が応募してきた場合であって、提案時の目標を達成できていない場合には、マイナスの点数となる場合があります。また、項目「9-3」と「9-4」の加点がある場合、どちらかのみの加点となります。

(委員) しらゆり集会所にはプールがありますが、プールの管理も指定管理に含まれるのですか。

(事務局) プールの所管は環境創造局であり、本指定管理には含まれません。

(委員) 項目「9-2」に、現管理者が応募した場合、第三者評価の結果を審査対象としていますが、現指定管理者が応募する際に、応募書類に添付するのですか。

(事務局) 第三者評価結果については、泉区役所のホームページで公表しています。また、各委員の皆様へは、現管理者が応募した場合に、応募書類と共に送付する予定です。

(委員) 現在指定管理者を行っている施設が継続して管理を行いたいという場合にも、再度応募が必要なのですか。

(事務局) 必要です。

(委員) 選定対象の6施設のうち、同じ団体が指定管理を継続している割合はどの程度ですか。

(事務局) 当該6施設については、指定管理者制度開始以降、現在の団体が継続して指定管理を行っています。

評価基準項目について、事務局の提案をもとに決定されました。

6 仕様書・特記仕様書について

事務局から、仕様書・特記仕様書について要旨を説明しました。

(委員) 定員が同じ料理室でも地区センターによって利用料金に多少の相違がありますが、利用料金について、基準がありますか。

(事務局) 地区センター条例に金額の範囲についての定めがあり、その範囲内で指定管理者が金額を申請し、市長の承認により決定しています。金額の変更は他の地区センターにも影響を及ぼすため、基本的には過去から据え置いていることが多く、区においても変更については慎重に判断しています。

(委員) 料金について、ひとつの団体が料金を変更した場合、変更されるのはその施設のみですか。

(事務局) 当該施設のみです。

仕様書・特記仕様書については、事務局の提案をもとに決定されました。

7 審査について

事務局から、審査方法について説明しました。

(事務局) 最低基準点は、出席した選定委員の点数合計を満点とし、満点の60%とすることを提案します。ただし、項目「9-2」「9-3」「9-4」は応募団体に

よって配点対象になるか否かが異なるため、最低基準点の積算から除くこととします。

(委員) 配点が10点満点の項目について、採点方法は1点きざみですか。

(事務局) 1～5点の中で1点きざみで採点していただき、その点を2倍します。

(委員) どうやって採点するのか困惑しそうですが、提案書を見ていると考えがまとまってきます。自分の考えに沿ってやらせてもらいます。

(事務局) 採点后、各委員の採点結果をまとめた上で、意見交換をしていただきます。その際に、点について再考いただくことができます。

(委員) 応募書類やプレゼンテーションで確認しきれない点については、応募団体へ質疑の時間があり、その後、委員同士の話し合いの上、再考できるのですね。

(事務局) そのとおりです。

審査及び最低基準点については、事務局の提案をもとに決定されました。

8 次回選定委員会の日程について

日程調整の結果、8月9日（金）及び8月13日（火）に開催することで決定しました。

(委員) ひとつの施設に複数の団体が応募してきた場合、二日間にわけて選定を行うのですか。

(事務局) 各施設ごとに、同じ日に行います。